

平成28年2月18日
商工政策課

青森県大規模小売店舗立地審議会議事概要

1 開催日

平成27年12月18日（木） 13時30分～15時00分

2 会場

県庁西棟7階B会議室

3 出席者名

藤井会長、清野委員、藤村委員、對馬委員、飛澤委員
商工政策課 2名

4 議事の概要

(1) 議題1 前回の議事概要及び届出状況等について

事務局から、前回の審議概要、現在の届出状況等について説明を行い、議事概要として承認された。

(2) 議題2 届出案件について

【佐藤長新宮店・薬王堂五所川原店の変更について】

本件について、事務局から上記店舗の届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行い、審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が一部の地点で基準値を超過していること、第一種低層住居専用地域が含まれる地域であることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。

【コジマNEW青森の変更について】

本件について、事務局から上記店舗の届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ①当該店舗は家電店が撤退し、家具店に業種変更することが決まっているようだが、業態がほとんど同じであることから、同じ店舗が続いているという前提で審議を進めてよいと考える。交通に関する影響についても変化はないものと考ええる。
- ②近隣の病院付近での騒音予測では騒音規制基準に基づき、区域における基準か

らさらに5デシベルを減じた値を基準としているが、このことについて、騒音に関する付帯要望案に「病院が含まれる地域であることから」といった文言を追加すべきではないか。

- ③騒音規制基準により5デシベルを減じた値を適用した事例に対し、当該文言を要望に付した例はこれまでなかった。設置者が「周辺住民から苦情があった場合対応する」旨を配慮事項としていることから、要望に付す必要はないものとする。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が一部の地点で基準値を超過していること、準住居地域であることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。

【三戸ショッピングセンターの変更について】

本件について、事務局から上記店舗の届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行い、審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。
- 2 設置者配慮事項を確実に履行すること。